



# 明治期の写真を探しています！

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から満150年の年に当たります。

そこで市では明治期の写真を展示する企画展を予定しています。明治期の様子を振り返ることができるような、市内の写真幅広く募集しますので、ぜひご協力ください。

【募集する写真】 明治期に撮影された笠間市に関する写真で現像されたもの  
例：街並みや生活風景、地域の祭りの様子、農作業の風景など

【提供方法】 生涯学習課までご連絡ください。  
お話を伺ったあとに、写真をお借りしたいと思います。写真はスキャンした後に返却します。

【募集期間】 5月下旬まで

【連絡先】 生涯学習課文化振興室(内線382)



明治時代の笠間尋常小学校



明治40年頃の笠間焼風景

## 「市街地活性化事業」を募集します

中心市街地内(岩間駅・友部駅・笠間駅・稲田駅周辺および笠間稲荷周辺)において、地域の活性化を目的として、市民等が自主的・主体的に行う事業に対して補助金を交付します。

### ○補助の対象となる区域

- (1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅、笠間駅のいずれかを含む地域で、都市計画法第9条に規定する近隣商業地域および商業地域
- (2) 県道稲田停車場線の稲田駅から神田橋までの沿線および市道(笠)3173号線、市道(笠)3535号線沿線(対象地域の詳細はお問い合わせください)

### ○補助の対象者

市街地活性化事業を行う個人または法人、市民等で構成される団体  
(現在、市から補助を受けている方または税等を滞納している方は対象外)

### ○対象となる事業および補助金の額

次のいずれかに該当し、事業費総額(補助対象経費)が50万円以上で、補助金交付決定後、平成30年度末までに完了見込みの事業。

#### (1) 空き店舗等の活用

空き店舗・空き家・空き蔵等を改装または空き地を活用し、店舗、宿泊施設、コミュニティ施設等として整備

#### (2) 観光・商業施設の整備

休憩スペース・観光案内所・観光案内板・案内放送設備等の設置

#### (3) まち並み景観整備

地域の景観ルール等に基づく景観整備

### ○補助率

補助対象事業費の1/2以内

ただし、市民等で構成される団体(商店会等)が行う事業で、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会が特に必要と認めた場合は、補助対象経費の4/5以内

注意  
事項

- ※ 補助金の交付額は3,000万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- ※ 申請前に着工した事業、または交付決定通知が届く前に着工した事業については対象になりません。
- ※ 市街地活性化事業補助金審査会で、別に定める審査項目による書類審査を行い決定します。(必要に応じてプレゼンテーションによる審査を行う場合があります)

### ○申請書類の受け付け期限

平成30年5月31日(木)まで。

(土曜・日曜・祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

【問い合わせ】 都市建設部 まちづくり推進課(内線537)



笠間市住吉 1364-1  
☎ 0120-650-121  
営業時間 10:00~20:00

保険募集代理店  
株式会社 ファイックス・ジャパン  
茨城支店



「保険料が上がるのか? 下がるのか?」新たに保険加入をご検討されているお客様は、ぜひお気軽にご相談ください。

この4月に一部の生命保険会社が「保険料の改定」を行いました。

平均寿命が延び、保険会社が保険料を決める元となる「標準死亡率」が下がった事などから、掛け捨てタイプの死亡保障を中心に保険料が値下げの傾向です。

逆に医療保険・がん保険は給付金の支払いが増える要因になりますので、保険料は値上げの傾向となっています。

性別やご年齢・商品によって値上げと値下げが混在しており、また保険会社によって対応は異なります。

2018年4月  
保険料改定!!